様式第二（第十一条第一項関係）

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

指定特許出願人の氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指定特許出願人の住所又は居所
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発明共有事業者の追加に係る承認申請書

特願＿＿＿＿＿＿＿＿に係る保全対象発明に係る情報の取扱いを新たに認める事業者について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第７６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者

事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
事業者の住所又は居所	

2　新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることが必要な理由

3　新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者における情報の管理の予定

項　目	チェックボックス	備　考（該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載）
一　組織的な情報管理に関する措置の可否		
イ　指定特許出願人が取り扱うことを認めようとする保全対象発明に係る情報（以下この様式において「保全対象発明情報」という。）を取り扱う者（以下この様式において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「保全情報管理責任者」という。）を指名することは可能か。	□	
ロ　保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にすることは可能か。	□	
ハ　保全指定の期間、保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名、実施の許可の状況その他保全対象発明情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備することは可能か。	□	
ニ　保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うことは可能か。	□	
ホ　保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うことは可能か。	□	
ヘ　項目一　ホの規定を策定し、又はこれを変更する場合にあっては、あらかじめ、指定特許出願人の確認を受けることは可能か。	□	
ト　保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備することは可能か。	□	
二　人的な情報管理に関する措置の可否		
イ　情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめることは可能か。	□	
ロ　情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがある	□	